

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

1 概要

人事院規則 1 5—1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）及び人事院規則 1 5—1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正を踏まえ、犯罪被害者等が被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も特別休暇の対象とするため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するもの。

2 改正内容

職員及び会計年度任用職員が特別休暇を取得できる場合として、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を追加する。

3 施行日

令和 8 年 6 月 1 日